

## 中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

### 5 経営革新・販路拡大等支援資金

#### 1 目的

この資金は、雇用の維持・拡大を図るための経営の革新、新分野進出、働き方改革、顧客の利便性向上などの取組を行う企業や、金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに実行及び進捗の報告を行う企業に対し、必要な事業資金の金融の円滑化を図ることを目的とする。

#### 2 資金種別

この資金は、経営革新・販路拡大等支援融資及び経営力強化サポート融資により取り扱う。

#### 3 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるものとする。
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

#### 4 資金使途

(1) 資金使途は、運転資金及び設備資金とし、次の要件に該当するものとする。

経営革新・販路拡大等支援融資	雇用の維持・拡大を図るため、次のいずれかの取り組みに要する資金とする。 ア 新分野への進出や事業転換に取り組むもの イ 商圏拡大のための販路開拓に取り組むもの ウ 事業承継、体質強化のための合併など企業再編に取り組むもの エ テレワーク、仕事と育児・介護の両立支援制度等の導入、運用に取り組むもの オ 消費者の利便性向上及び顧客満足度向上を目的とした設備等改修に取り組むもの カ その他上記に準ずる経営体質の強化に取り組むもの
経営力強化サポート融資	金融機関と連携して、中小企業者等の経営改善計画の策定及び継続的な経営支援の実施に必要な資金

(2) 設備資金については、原則として、融資あっせん申込の時点で工事等施工前のものに限る。

#### 5 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

条 件 項 目	経営革新・販路拡大等支援融資	経営力強化サポート融資
貸 付 限 度 額	(運)・(設) 合わせて 2,000万円	(運)・(設) 合わせて 4,000万円
貸 付 期 間	7年以内	(運) 5年以内 (設) 7年以内 ※市制度融資残高を含む保証付き既往借入残高を借り換える場合は10年以内
据 置 期 間	1年以内	1年以内
貸 付 利 率	固定金利 5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2%	固定金利 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.9% (借換えの場合は、10年以内 年1.9%とする。)
担 保 ・ 保 証 人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※ (運)：運転資金，(設)：設備資金

#### 6 申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。

(2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

ア 経営革新・販路拡大等支援融資

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書 の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可を要する 業種の場合 (許認可の写し)	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める 場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第5-1号及び第5-2号 ※必要に応じて ・建築確認通知書又は確認済証の写し

イ 経営力強化サポート融資

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告書 の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可を要する 業種の場合 (許認可の写し)	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める 場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第5-3号 ※借換えをする場合は、当該借換えの対象となる既往借入明細書の写し

7 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

8 信用保証料補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

9 貸付け及び関係書類の保管

- (1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けしたものについて、関係書類に「市革新」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

10 フォローアップ調査

市は、借受人の経営改善、経営革新等の事業計画の進捗状況等について、当該計画の着手後概ね2年後を目途に、借受人の事業所等へ出向きヒアリング等の調査を行うものとする。

11 経営力強化サポート融資の借換えについて

- (1) 借り換える既往借入残高に本融資の貸付限度額の範囲内で新たな事業資金を加えることができるものとする。
- (2) 借り換える既往借入残高に市制度融資残高が含まれていない場合は本融資の対象としない。
- (3) 本融資を含む既往借入残高を本融資で借換えを行おうとする場合の、新たな補助金(信用保証料補助金、利子補給金)適用はしないものとする。

12 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針(個別事項)に定めるものとする。

## 中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

### 経営革新・販路拡大等支援資金

#### 1 経営革新・販路拡大等支援融資の資金使途について

当該融資の使途は、雇用の維持・拡大を図るための、経営革新等の取り組みに要する運転資金及び設備資金とするが、体質強化のため合併など企業再編に取り組む場合は、これによらず取り扱うことができる。

#### 2 経営革新・販路拡大等支援融資の融資対象について

(1) 個別要領「4 資金使途」のイの要件に係る判断基準は、概ね次のとおりとする。

＜対象となる事業＞

- ア 「中小企業等経営強化法」に基づく北海道の承認を受けた経営革新計画に係る事業
- イ 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に基づく北海道の承認を受けた地域経済牽引事業計画に係る事業
- ウ 「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づく国の認定を受けた農工商等連携事業計画に係る事業
- エ 他企業において利用されていない知的所有権に係る技術を利用する事業
- オ 国又は地方公共団体等の技術開発又は製品開発に係る補助金の交付を受けて開発した技術等を利用した事業
- カ 自ら開発した新製品又は他の者が開発した技術を応用した新製品を生産する事業等で技術、ノウハウ等が新規性を有するものとして公的試験研究機関が認めた事業

(2) 個別要領「4 資金使途」のイの要件に係る判断基準については、その販路拡大の事業計画が、市外、道外等の域外かつ新たな地域へ商圏を広げることで売上増が見込まれ、また、市内での雇用維持、拡大及び経済発展への効果を概ねの判断基準とする。

#### 3 経営力強化サポート融資について

(1) 経営力強化サポート融資の対象者

対象となる中小企業者等とは、取扱金融機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等であること。

(2) 経営改善計画について

- ア 経営改善計画については、中小企業者等と取扱金融機関が連携して作成した経営改善計画書（個別様式第5-3号）を、融資あっせん申込時に、あっせん機関へ提出するものとする。
- イ 経営改善計画の期間は、策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度の期間とする。

(3) 取扱金融機関の責務及び経営改善計画の実施状況の報告

- ア 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、経営改善計画の策定支援や経営支援を行うものとする。
- イ 取扱金融機関は、中小企業者等から、四半期に1回、経営改善計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- ウ 取扱金融機関は、原則として経営改善計画における計画2期目が経過するまでの間、各計画期終了後4か月以内に、経営改善計画の実施報告書（個別様式第5-4号）を市に報告（提出）しなければならない。
- エ 取扱金融機関は中小企業者等の実施状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、経営改善計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。